寄稿

総合評価落札方式の運用基準の改訂について

農林水産省　大川　稔

Ⅰ．はじめに

平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）を踏まえ、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」とし、公共工事の品質確保のための主要な取組として「総合評価落札方式」の適用を挙げました。

農業農村整備事業の直轄工事においては、平成18年度から総合評価落札方式の本格導入を行い、工事の品質確保と入札契約方式の改革を図ってきており、平成20年度以降に発注する直轄工事は、原則、総合評価落札方式により実施してきております。

しかしながら、一般競争の本格導入に伴い低入札受注の多発、不良・不的確業者の参入等の問題、受発注者双方の手続に関わる負担増加など入札契約実務に関わる様々な問題が認識されてきたことから、毎年度適切な運用に向けた検討を加え、様々な改善策を行ってきているところです。

このような状況を踏まえ、平成25年度における総合評価落札方式の運用基準等の改正内容について概要を紹介いたします。

Ⅱ．運用基準の改正内容

1．総合評価のタイプ選定

入札契約に係る一層の透明性・公平性及び競争性の確保を図る観点と発注者及び受注者の事務手続の簡素化を目的として、平成25年度は別紙―1に示す6つの評価タイプから、工事内容や現場条件等を考慮し、適切に選定することにより運用することとしました。

2．評価項目、評価基準の改正

本年度の主な改正内容について、評価タイプ

総合評価方式		加算点	概　　要
高度技術提案型		５０点	工事規模が大きく、特に技術的工夫の余地の大きい工事であって、競争参加者に構造上の工夫や特殊な施工方法等の高度な技術提案を求め評価することにより、品質向上が期待される工事
標準Ａ型（品質向上重視型）	Ⅰ型	５０点	工事規模が大きい、または技術的な工夫の余地が大きな工事であって、競争参加者に特定の技術的課題について技術提案を求めることにより、発注者が示した設計図書に比べ品質向上が期待される工事
	Ⅱ型	５０点	標準Ａ型に該当する工事のうち、求める技術提案の内容が標準的なテーマであるなどの要件から、ヒアリングを省略する工事
標準Ｂ型（施工計画重視型）		４０点	工事規模は比較的大きく、かつ技術的な工夫の余地が比較的少ない一般的な工事であって、競争参加者に発注者が示す仕様に基づき、施工上の技術的対応や工夫などの技術提案を求めることにより、適切かつ円滑な実施が期待される工事
簡易型	Ⅰ型	３０点	工事規模が小さく、かつ技術的な工夫の余地が比較的少ない一般的な工事であって、競争参加者に発注者が示す仕様に基づき、簡易な施工計画の技術提案を求めることにより、適切かつ円滑な実施が期待される工事
	Ⅱ型	３０点	簡易Ⅰ型に該当する工事のうち、特に小規模な工事であって、地域に精通した者により、発注者が示す仕様に基づく堅実な施工が期待される工事

別紙―1　総合評価のタイプの概要と加算点

別に説明します。なお、標準B型については、別紙―2として評価基準の標準例を掲げたので参考にしてください。

（1）標準A－I型

評価項目は、「技術提案」、「ヒアリング」及び「企業評価（不正又は不誠実な行為等）」の3項目を基本とし、「企業評価（地元企業活用）」を選択項目として評価することとしました。

技術提案に対する評価基準は「不適切である」（欠格）から「技術提案内容を評価し加点」（40点まで）で評価するとともにヒアリング（10点

評価項目		評価基準	評価点
企業評価	優良工事表彰実績 （地域貢献活動表彰を除く。） 管内直轄／過去3年間	農林水産大臣、農村振興局長表彰	2点
		(当該)農政局長表彰	1点
	工事成績評定(平均点) 管内直轄／過去3年間	75点以上	2点
	地域への貢献、地域貢献活動への支援 (右の標準例に示す活動) 管内／過去3年間	優良工事表彰における地域貢献活動の表彰実績有り(直轄)。 土地改良施設等を対象とした災害活動実績有り。	2点
		管内における農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型直営施工、耕作放棄地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績又は災害活動実績有り。	1点
	手持ち工事量 当該年度の管内直轄工事の受注件数	0件	3点
		1件	1点
		2件以上	0点
	不正又は不誠実な行為等 管内直轄	営業停止、指名停止、文書注意の履歴有り。 (※減点の対象とする期間等については、入札説明書等へ明示すること。)	－2点
	(5項目)		最高9点
技術者評価	配置予定技術者の資格取得後の経験年数 土木工事は(一又は二級土木施工管理技士)	5年以上(1級)	1点
	配置予定技術者が併せ持つ資格	技術士(農業土木又は当該工事に該当する技術部門の選択科目)、農業土木技術管理士、畑地かんがい技士、農業水利施設機能総合診断士、コンクリート技士等。 (※対象とする資格については、工事の特性に応じ、案件毎に定め入札説明書に明示すること。)	1点
	工事の施工経験 全国 主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者としての従事を評価(※担当技術者としての施工経験は1点を上限とする。)	過去3年間　下記工事以上の施工実績有り。 (例)工事:管水路(DCIP)φ800mm　L＝300m	2点
		過去10年間　上記工事以上の施工実績有り。	1点
	優良工事表彰実績 管内直轄／過去3年間 主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者としての従事を評価(※担当技術者としての表彰実績は1点を上限とする。)	農林水産大臣、農村振興局長	2点
		(当該)農政局長表彰	1点
	継続教育(CPD)への取組状況	農業農村整備に関する継続教育【公益社団法人農業農村工学会の証明】の前年度取得ポイント証明(15ポイント以上)有り。	2点
		上記以外の建設系CPD協議会に加盟する機関が発行する継続教育の前年度取得ポイント証明(15ポイント以上)有り。	1点
	(5項目)		最高8点
技術提案	技術提案の適切性 以下の事項から課題を提示し、課題数にかかわらず1～3提案を求める。 ・土地改良法等に基づく農業農村整備工事で構築する構造物の目的と役割に関する知見 ・施工計画上考慮すべき事項 ・工期設定・工程管理 ・発注者が指定した施工上の課題への対応 ・発注者が指定した部材・工法等の品質の確認方法、管理方法 ・上記以外の項目	技術提案の内容を評価し、評価点の範囲内で加点する。 (※提案に対する具体的な評価・加点の基準については、工事の特性に応じ、案件ごとに定め入札説明書に明示すること。)	1～25点
		適切である。	0点
		不適切である。	欠格
	(1項目)		最高25点
	(11項目)		最高42点

＜選択項目＞

企業評価に関する選択項目（予定価格が2．3億円以上の工事を対象に、企業評価の項目に追加して評価することができる。）

企業評価	地元企業活用 (本工事の契約額に占める地元企業との下請予定契約金額の割合を評価)	35%以上	2点
		25%以上　35%未満	1点
		下請け業者は同種工事(規模は問わない)の元請け施工実績有り。	1点

企業評価に関する選択項目（工事難易度がⅣ程度以上の工事に対して、企業評価の項目に追加して評価することができる。）

企業評価	VE提案 管内直轄／過去3年間	完成時評価　Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ評価	2点

技術者評価に関する選択項目（工事難易度がⅣ程度以上の工事に対して、技術者評価の項目に追加して評価することができる。）

技術者評価	工事成績評定(平均点) 管内直轄／過去3年間 主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者としての従事を評価 (※担当技術者としての従事の評価は1点を上限とする。)	75点以上	2点

別紙―2　標準B型の評価基準（標準例）

まで）、企業評価（地元企業活用（3点まで））と合わせ評価点最高50点（案分）で評価し、企業評価（不正又は不誠実な行為等（営業停止等））に該当する場合は減点を行うこととしました。

（2）標準A－Ⅱ型

評価項目は、標準A－Ⅰ型の評価項目から「ヒアリング」を除いて評価することとしました。

技術提案に対する評価基準は「不適切である」（欠格）から「技術提案内容を評価し加点」（50点まで）で評価するとともに、企業評価（地元企業活用（3点まで））と合わせ評価点最高50点で評価し、企業評価（不正又は不誠実な行為等）（営業停止等））に該当する場合は減点を行うこととしました。

（3）標準B型

評価項目は、本年度より、品質の確保に配慮しつつ、受注機会の拡大を図るよう、企業評価の「VE提案」を選択項目へ移行し、5評価項目、技術者評価の「工事成績評定の評価項目」を選択項目へ移行し、5評価項目、技術提案は1評価項目、全体で11評価項目としました。

技術提案に対する評価基準は、本年度より、工事成績評定では75点以上の者に対して同等に評価、手持ち工事量では当該年度の受注割合から受注件数による評価に見直し、技術者評価では担当技術者の施工経験・表彰実績を評価、若手技術者を活用するため資格取得後の経験年数を10年から5年に短縮、建設系CPDについても評価対象であることを明示し見直しました。

また、評価点は、本年度より、企業評価が最高9点、技術者評価が最高8点、品質確保の観点から技術力を重視し、技術提案の評価点を最高20点から25点へ拡大しました。

（4）簡易Ⅰ型

評価項目は、本年度より、企業評価の「同規模工事の施工実績」を選択項目に移行し、6評価項目、技術者評価の「工事成績評定の評価項目」を選択項目へ移行し、5評価項目、簡易な施工計画は1評価項目、全体で12評価項目としました。

技術提案に対する評価基準は、本年度より、工事成績評定では75点以上の者に対して同等の評価、手持ち工事量では当該年度の受注割合から受注件数による評価に見直し、技術者評価では担当技術者の施工経験・表彰実績を評価、若手技術者を活用するため資格取得後の経験年数を10年から5年に短縮し評価、建設系CPDについても評価対象であることを明示し見直しました。

また、評価点は、本年度より、企業評価が最高10点、技術者評価が最高8点、簡易な施工計画が最高10点としました。

（5）簡易Ⅱ型

評価項目は、本年度より、簡易Ⅰ型の評価項目に企業評価として「当該地域内での施工実績」を加え7項目、技術者評価は主任技術者等として従事した「当該地域内での施工実績」を加え6項目とするとともに、「簡易な施工計画」を対象とせず、全体として13評価項目としました。

評価基準は、簡易Ⅰ型に加え過去3年間の当該地域での施工実績を評価することとしています。評価点は、本年度より、企業評価が最高12点、技術者評価が最高10点としました。

Ⅲ．その他の改正内容

1．技術提案数の制限

技術提案数については、技術力の競争が十分図られるとともに、受発注者双方の事務の効率化を図る観点から設定する必要があり、本年度は当該工事に対する技術提案の数を標準A型が課題数にかかわらず3～5提案、標準B型が課題数にかかわらず1～3提案として見直しました。

2．更なる透明性の確保

総合評価落札方式における評価の過程の透明性確保については、これまでも技術提案の採否の通知を行うなど積極的に取り組んできたところですが、更なる透明性の向上を図るため、提出された技術提案ごとの採否について、平成23年度以降継続して通知を行うこととしました。

Ⅳ．品質確保対策

1．「施工体制確認型総合評価落札方式」の継続実施

平成17年度以降の農業農村整備事業の直轄工事において、低価格による受注が急増したことから、平成18年12月に「緊急公共工事品質確保

対策」を講じ、低入札価格調査制度を活用した「施工体制確認型総合評価落札方式」及び品質確保がなされないおそれがある場合をあらかじめ具体化した「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査」を行ったことに伴い、極端な低価格による受注が大幅に減少するなど一定の効果がみられることから、本年度についても継続して取り組むこととしました。

2．低入札調査基準価格の見直し

予算決算及び会計令第84条において、予定価格が1000万円を超える工事について、同第85条で、「各省各庁の長は、（中略）相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。」とし、同第86条で、「（前略）前条の基準に該当することとなったときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。」と規定されています。

農林水産省においては、平成6年4月「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」を発出し、取り組んでいるところですが、本年5月16日以降に入札公告を行う工事から、請負契約に係る契約担当官等の定める割合のうち、一般管理費等の算定方法について、10分の3から10分の5・5に見直し運用を行うこととしました。

なお、調査基準価格の算定方法の見直しについては、別紙―3を参考にしてください。

(1) 工事の請負契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合算額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。
(2) ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

旧算定基準		新算定基準
① 直接工事費の額に95%を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に90%を乗じて得た額 ③ 現場管理費の額に70%を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に30%を乗じて得た額	⇨	① 直接工事費の額に95%を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に90%を乗じて得た額 ③ 現場管理費の額に80%を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に55%を乗じて得た額

※平成25年5月16日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札調査基準価格の一般管理費等の算入率を0.3から0.55へ引き上げる。

別紙―3　低入札に伴う調査基準価格の見直しについて

3．平成25年度公共工事設計労務単価について

公共工事等に従事した建設労務者の賃金等の実態を調査した結果を基に、平成25年度の労務単価を決定しました。この結果、全国（全職種単純平均値）前年比＋15・1％、被災三県（全職種単純平均値）前年比＋21・0％となっています。

また、技能労働者の減少に伴う労働市場の実勢単価の適切な反映や、社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額の反映、被災地等の入札不調の増加状況に応じて機動的に単価を引き上げるよう措置しました。

V．おわりに

農業農村整備事業において造成される施設については、事業費の一部を農家が負担する受益者負担の原則があります。また、工事完成後の多くの施設は、直接施設を利用する土地改良区などに管理委託等が行われるのが一般的です。

このような農業農村整備事業の特性を踏まえ、造成する施設には高い耐久性、安全性、維持管理の容易さ、景観との調和などより優れた品質確保が求められていることから、今後も必要に応じ総合評価落札方式の見直しを行っていきます。

〔おおかわみのる・農村振興局　整備部　設計課　施工企画調整室　課長補佐〕